

生活する環境を整えるサービス

福祉用具をレンタルする

福祉用具貸与 【介護予防福祉用具貸与】

次の13種類が貸し出しの対象となります。



◆印……要支援1・2の方及び、要介護1の方の対象品目

●印……要介護2・3の方の対象品目

★印……要介護4・5の方の対象品目

◆●★ 手すり(工事をとまなわないもの)

◆●★ スロープ(工事をとまなわないもの)

◆●★ 歩行器

◆●★ 歩行補助つえ

●★ 車いす

●★ 車いす付属品(クッション、電動補助装置等)

●★ 特殊寝台

●★ 特殊寝台付属品(サイドレール等)

●★ 床ずれ防止用具

●★ 体位変換器

●★ 認知症老人徘徊感知機器

●★ 移動用リフト(つり具の部分を除く)

※移動用リフトのつり具の部分は「特定福祉用具購入」の対象になります。

★ 自動排泄処理装置

- ①スロープのうち、固定用スロープ
 - ②歩行器のうち、歩行車を除くもの
 - ③歩行補助つえのうち、松葉づえを除く単点杖と多点杖
- 上記は利用方法(借りる、または購入する)を選択できます。

※対象外の品目も必要と認められた場合は例外的に貸与されることがあります。

月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1割(一定以上所得者は2割又は3割)が自己負担です(用具の種類、事業者によって貸し出し料は異なります)。

福祉用具を購入する

特定福祉用具購入 【特定介護予防福祉用具購入】

右の9種類が支給の対象です。固定用スロープなどは利用方法(借りる、または購入する)を選択できます。

年間10万円までが限度で、その1割(一定以上所得者は2割又は3割)が自己負担です(毎年4月1日から1年間)。

※都道府県等から指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりませんのでご注意ください。

※指定特定(介護予防)福祉用具販売事業所にいる「福祉用具専門相談員」から必ずアドバイスを受けましょう。

指定を受けた
事業所で購入した後に
申請が必要です

- 1 腰掛便座
- 2 自動排泄処理装置の交換可能部品
- 3 排泄予測支援機器
- 4 入浴補助用具
- 5 簡易浴槽
- 6 移動用リフトのつり具の部分
- 7 スロープ(固定用スロープ)
- 8 歩行器(歩行車を除く)
- 9 歩行補助つえ(松葉づえを除く単点杖と多点杖)

7・8・9の福祉用具は、利用方法(借りる、または購入する)を選択できます。

小規模な住宅改修

居宅介護住宅改修 【介護予防住宅改修】



必ず事前の
申請が必要です!

※事前申請がない場合は支給の対象となりません。

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、改修費用20万円を上限に保険給付分が支給されます。自己負担は1割(一定以上所得者は2割又は3割)です。

介護保険の対象となる工事

- 手すりの取り付け
- 開き戸から引き戸等への扉の取り替え、ドアノブ・吊元交換
- 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
- 和式から洋式への便器の取り替え、便器の位置・向きの変更
- 段差や傾斜の解消(付帯する工事として転落防止柵の設置)
- その他これらの各工事に付帯して必要な工事

※改修の前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーか市の窓口に相談しましょう。

※新築工事や大規模改修とあわせての改修は対象となりません。

手続きの流れ(償還払いの場合)※

ケアマネジャー又は
地域包括支援センターに相談

施工事業者の選択・見積もり依頼

介護保険課へ事前申請

・書類の審査をしますので、少なくとも工事の10日前までに申請をお願いします。

工事の実施・完了／支払い(全額)

・市の承認決定を受けてから着工します。

介護保険課へ払い戻し(工事完了)の手続き

住宅改修費の支給(保険給付分)

事前申請に必要な書類

- 住宅改修費事前申請書
- 住宅所有者の承諾書(住宅改修利用者と住宅所有者が異なる場合)
- 工事費内訳書(見積書)
- 住宅改修が必要な理由書(ケアマネジャーに作成を依頼します)
- 間取図(平面図)
- 改修部分の工事前の写真(日付入り)

提出に必要な書類

- 住宅改修費支給申請書
- 領収書の原本(被保険者本人の名前のもの)
- 工事費内訳書(請求書)
- 改修部分の工事前、工事後の写真(日付入り)

※住宅改修の施工事業者が受領委任払い登録事業者の場合は、被保険者の支払いを自己負担額のみ(1割、2割又は3割)とすることもできます。ただし、給付制限を受けている方は対象外です。